2026年11月19日

各　位

会社名　山九株式会社
代表者名　代表取締役社長 CEO　中村　公大
（コード：9065、東証プライム・福証）
問合せ先　常務執行役員 財務系列担当　後藤　正浩
（TEL. 03-3536-3908）

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年11月19日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、1918年に山九運輸株式会社として創業して以来、港湾荷役を起点に、陸上輸送、構内操業・物流、設備工事・保全へと事業領域を拡大し、社会や産業の変化に柔軟に対応しながら新たな価値を生み出し続け、物流事業と機工事業を両輪とする現在の事業基盤を形成してまいりました。
現在は、陸・海・空問わず幅広い分野の商材を確かな技術力で運ぶ「物流事業」と、プラント建設からメンテナンスまで一気通貫で対応する「機工事業」を融合させてサービスを提供しております。お客様の現場に深く入り込み、ニーズを先んじて捉え、「人×技能・技術」を核とする動員力、作業遂行力・管理能力及び変化対応力を結集し、課題解決まで一貫して応えられることが当社グループの強みです。

当社は、「Vision2030」（2023-2030年度）における当社グループのあるべき姿の実現に向け、現行の「中期経営計画2026」（2023-2026年度）を「変革期」と位置付け、持続的な収益力の向上と、資本効率性を重視した企業価値の最大化に取り組んでおります。同計画の最終年度となる今年度は、「再成長企業」としての飛躍を実現すべく、ROE10%水準の維持にとどまらず、さらなる向上を目指してまいります。

当社は、2026年10月1日を効力発生日とする株式分割を通じて投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るとともに、資本市場における当社の認知・評価の向上を通じ、持続的な企業価値の向上につなげる取組みを進めております。今般、売出人となる株主様より当社株式の売却意向を確認したため、円滑な売却機会を提供するとともに、市場価格への影響を緩和し、幅広い投資家への販売機会を確保するべく、本売出しを実施することといたしました。
本売出しは、政策保有株式の縮減を通じて株主構成の見直しを進め、株式流動性の向上及び需給悪化懸念の解消を図るものであり、あわせて、資本市場との対話の深化を通じて、資本コストを意識した経営の浸透を後押しするものと考えております。当社は今後とも、物流・機工事業の競争力強化に向けた成長投資及び人材投資と、株主還元の充実を両立させながら、収益力と資本効率の向上を図り、中長期的な株主価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、本日の取締役会決議により、2026年５月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の取得の中止を決定し、取得する株式の総数 25,000,000 株及び株式の取得価額の総額 200 億円をそれぞれ上限とする自己株式の取得及び取得した自己株式の一部消却を新たに決定いたしました。詳細は本日公表の「自己株式の取得中止及び新規の自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

１．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）売出株式の種類及び数　当社普通株式　20,131,800 株

（２）売出人及び売出株式数

氏名又は名称	売出株式数
株式会社みずほ銀行	4,359,100 株
日本製鉄株式会社	2,784,600 株
株式会社福岡銀行	2,337,900 株
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	2,110,700 株
ＵＤトラックス株式会社	1,705,600 株
株式会社三井住友銀行	1,697,300 株
株式会社伊予銀行	1,386,600 株
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,268,400 株
三井住友信託銀行株式会社	1,043,000 株
株式会社山口銀行	1,003,100 株
月島ホールディングス株式会社	435,500 株

（３）売出価格　未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 11 月 30 日(月)から 2026 年 12 月３日(木)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（0.5 円単位として 0.5 円未満の額を切捨てる）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）

（４）売出方法　野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の海外投資家に対して販売されることがある。

（５）申　込　期　間　　売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の２営業日後の日まで

（６）受　渡　期　日　　売出価格等決定日の５営業日後の日

（７）申 込 証 拠 金　　１株につき売出価格と同一の金額とする。

（８）申 込 株 数 単 位　　100 株

（９）売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 CEO　中村　公大に一任する。

２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞２．を参照のこと。）

（１）売 出 株 式 の 種 類 及 び 数　　当社普通株式　3,019,700 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

（２）売　　出　　人　　野村證券株式会社

（３）売　出　価　格　　未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

（４）売　出　方　法　　引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 3,019,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

（５）申　込　期　間　　引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

（６）受　渡　期　日　　引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

（７）申 込 証 拠 金　　１株につき売出価格と同一の金額とする。

（８）申 込 株 数 単 位　　100 株

（９）売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 CEO　中村　公大に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

＜ご参考＞

１．株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

２．オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から3,019,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、3,019,700 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026 年 12 月 28 日（月）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 12 月 28 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記記載の取引に関し、野村證券株式会社はみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

３．ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行、日本製鉄株式会社、株式会社三菱ＵＦＪ銀行及び月島ホールディングス株式会社並びに当社株主である公益財団法人ニビキ育英会は共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。